

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会情報公開に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、市民の知る権利に基づき、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の本会活動への参加を促し、本会に対する理解と信頼を深めるため、本会が保有する文書の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 本会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び磁気テープ、磁気ディスク等に記録されたものから出力され、又は採録されたもので、本会の職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧されているものを除く。
- (2) 文書の公開 本会が、この規程の定めるところにより、文書を閲覧に供し、又は文書の写しを交付することをいう。

(解釈及び運用の基本)

第3条 本会は、文書の公開を求める権利を十分に尊重するようこの規程を解釈し、運用するものとする。個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この規程の定めるところにより文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用しなければならない。

(文書の公開を請求することができるもの)

第5条 次に掲げるものは、本会に対して、文書の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に在する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会が行う事務事業に利害関係を有するもの。ただし、この場合において公開請求ができる情報は、そのものが利害関係を有する情報に限る。

(文書の公開の請求手続)

第6条 前条の規定に基づき文書の公開を請求しようとするものは、文書公開請求書(別

記第1号様式)に必要事項を記載の上、本会に提出しなければならない。

(文書の公開の請求に対する決定等)

第7条 本会は、前条の規定による文書の公開の請求があったときは、当該請求者の提出があった日から起算して15日以内に、請求に係る文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

2 本会は、前項の規定により文書を公開する旨の決定をしたときは、遅滞なく、文書公開決定通知書(別記第2号様式)により、その旨並びに文書の公開をする日時及び場所を、請求書を提出したもの(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。ただし、当該請求書を受理した日に、請求に係る文書を公開する旨の決定をし、当該文書を公開するときは、この限りでない。

3 本会は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規程にかかわらずその期間を延長することができる。この場合においては、速やかに、文書公開決定期間延長通知書(別記第3号様式)により、その旨並びに延長する理由及び期間を請求者に通知しなければならない。

4 本会は、第1項の規定により文書の全部又は一部の公開をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、文書非公開決定通知書(別記第4号様式)又は文書部分公開決定通知書(別記第5号様式)により、その旨及びその理由を請求者に通知しなければならない。この場合において、将来、当該文書の全部又は一部を公開することができることが明らかであるときは、その旨及び公開することができる時期を併せて通知しなければならない。

5 本会は、公開の請求に係る文書が不存在のときは、文書不存在通知書(別記第6号様式)により、請求者に通知しなければならない。

6 本会は、第1項の決定を行う場合において、当該請求に係る文書に第三者に関する情報が記されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開の実施)

第8条 文書の公開は、本会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 本会は、文書の公開をする場合において当該文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他やむを得ない理由があるときは、当該文書の写しにより公開することができる。

(公開しないことができる文書)

第9条 本会は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている文書については、当該文書の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別されるもの又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

- ロ 公表することを目的として本会が作成し、又は取得した情報
 - ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ニ 当該個人が本会の職員又は公務員(国家公務員法(昭和22年法律第102号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該職員又は公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(公開することにより、当該職員又は公務員の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。)
- (2) 法人その他の団体(国、地方公共団体及び本会を除く。以下「法人等」という。)
- 又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 事業活動により生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要であると認められる情報
 - ロ 違法又は不当な事業活動から生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために公開することが必要であると認められる情報
 - ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公開することが必要であると認められるもの
 - ニ 本会との契約又は当該契約に関する支出に係る文書に記録されている氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地、電話番号その他これらに類する情報であって、別表1に定めるもの
- (3) 国又は地方公共団体、その他公共団体(以下「国等」という。)の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのある情報
- (4) 本会又は国等が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる情報
- (5) 本会又は国等が行う検査、監査、取り締まり等の計画及び実施要領、訴訟又は交渉の方針、試験の問題及び採点基準、職員の身分の取扱その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (6) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、行政上の義務に違反する行為の取り締まり、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

- (7) 法令等の定めるところにより、公開することができないと認められる情報
- (8) 個人又は法人等から公開しないことを条件として任意に本会に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等と本会との信頼関係が損なわれ、将来その協力を得ることが困難になると認められるもの

2 本会は、前項各号に規定する情報であっても、一定の期間の経過等により同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、公開しなければならない。

(文書の部分公開)

第10条 本会は、文書が前条第1項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分とその他の部分とからなる場合において、当該部分を容易に、かつ、文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、文書の部分公開(文書に記録されている情報のうち、公開しないことができる情報に係る部分を除く。)をしなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第11条 本会は、公開請求に係る文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要と認めるときは、公開請求者に対し、当該文書を公開することができる。

(文書の存否に関する情報)

第12条 公開請求に対し、当該公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、本会は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(費用負担)

第13条 文書の公開の請求をして、当該文書の写しの交付を受けるものは、別表2に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用(以下「手数料」という。)を負担するものとする。

2 本会は、やむを得ない理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前項の規定により、手数料の減免を受けようとするものは、文書の写しを作成する前に、減免申請書(別記第7号様式)を本会に提出しなければならない。

(異議の申し出等)

第14条 第7条第1項の決定について異議のあるものは、異議申出書(別記第8号様式)により、本会に対し、異議の申し出をすることができる。

2 前項の異議の申し出は、当該決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 本会は、第1項の異議申し出があった場合は、当該異議申し出が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく社会福祉法人本巣市社会福祉協議会情報公開審査会に対し、文

書公開審査諮問書(別記第9号様式)により、当該異議申し出を受理した日の翌日から起算して15日以内に当該異議申し出についての意見を求めなければならない。

4 本会は、前項の規定による意見を受けたときは、これを尊重して、当該異議申し出に対する決定を行い、意見を受けた日から起算して15日以内に異議申し出回答書(別記第10号様式)により、異議申し出人に通知しなければならない。

(文書の管理)

第15条 本会は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

(検索資料等の作成)

第16条 本会は、文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(情報の提供に関する施策の充実)

第17条 本会は、情報公開の総合的な推進を図るため、その保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(他の法令等との調整等)

第18条 この規程は、他の法令その他の定めにより、文書を閲覧し、又は文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(実施状況の公表)

第19条 本会は、毎年1回、この規程による文書の公開について実施状況を公表しなければならない。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程施行の日以後に本会が作成し、又は取得した文書について適用する。

別表 1 (第 9 条関係)

1 対象とする文書

会議等に付随して行われる飲食に要する経費の支出に関して本会が作成し、又は取得した次に掲げる文書及び添付書類

- (1) 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会経理規程(以下「経理規程」という。)第 10 条(1)に規定する仕訳日記帳及び総勘定元帳
- (2) 経理規程第 10 条(2)に規定する現金出納帳
- (3) その他支出命令を発するための書類

2 公開する情報

- (1) 本会との契約の相手方たる法人の名称、事務所又は事業所の所在地、代表者名、電話番号、商標その他これらに類する情報
- (2) 本会との契約の相手方たる個人の氏名、住所、電話番号その他これらに類する情報

別表 2 (第 13 条関係)

区 分	複 写 料(円)
電子複写機により複写した場合	10円
カラー電子複写機により複写した場合	100円
写真又は図面等で複写等を業者に委託して作成した場合	当該委託に要した費用

備考 複写料は、いずれも 1 枚の単価とする。

文書の写しは、日本工業規格 A 3 判までの規格の用紙を用いて作成するものとし、A 3 判を超える大きさの文書の写しの場合は、A 3 判の用紙を用いた場合の枚数に換算して算出する。

文 書 公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった文書について、情報公開に関する規程第7条第2項の規定により、次のとおり公開することと決定したので、通知します。

公開を請求された 文書の件名又は内容
文書の公開の日時	午前 午前 年 月 日 時 分から 時 分まで 午後 午後 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当係に 電話等でご連絡ください。
文書の公開の場所	
担 当 係	係 担当者 電話番号 (内線)
備 考	

注 文書の公開を受ける際には、この通知書を持参して、担当の係員に提示してください。

文書公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった文書について、情報公開に関する規程第7条第3項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定期間を延長したので、通知します。

公開を請求された 文書の件名又は内容
情報公開に関する 規程第7条第1項の規 定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期限	年 月 日 まで
延長の理由
担 当 係	係 担当係 電話番号 (内線)
備 考	

文 書 非 公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった文書について、情報公開に関する規程第7条第4項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので、通知します。

この決定に異議がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に社会福祉法人本巢市社会福祉協議会長に対して、異議の申し出をすることができます。

公開を請求された文書の件名又は内容
公開をしない理由	情報公開に関する規程第9条 号に該当 (理 由)
※ 上記理由がなくなる理由	年 月 日
担 当 係	係 担当者 電話番号 (内線)
備 考	

注 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

文 書 部 分 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった文書について、情報公開に関する規程第7条第4項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので、通知します。

この決定に異議がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に社会福祉法人本巢市社会福祉協議会長に対して、異議の申し出をすることができます。

公開を請求された文書の件名又は内容
文書の公開の日時	午前 年 月 日 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当係に電話等でご連絡ください。
文書の公開の場所	
文書の公開をしない部分及び理由	(文書の公開をしない部分) 情報公開に関する規程第9条第 号に該当(理由)
※ 上記理由がなくなる理由	
担 当 係	係 担当者 電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 文書の公開を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示してください。
2 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

文 書 不 存 在 通 知 書

第 年 月 日 号

様

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった文書については、調査したところ存在しないので、この旨通知します。

この決定に異議がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、60 日以内に社会福祉法人本巢市社会福祉協議会長に対して、異議の申し出をすることができます。

公開を請求された 文書の件名又は内容
文書不存在の理由
担 当 係	係 担当者 電話番号 (内線)
備 考	

文書公開請求手数料減免申請書

情報公開に関する規程第13条の規定により、次のとおり手数料の減額・免除を申請します。

年 月 日

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会

会 長 様

申請者	住 所	
	氏 名	印 (電話番号)
減免の理由		
※減免する額	円	
備 考		

※欄は記入しないこと

異 議 申 出 書

年 月 日

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会長 様

住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった決定について、情報公開に関する
規程第14条第1項の規定により、次のとおり異議の申し出をします。

異議の申し出に係る 文書の件名又は内容
異議の申し出に係る 決 定 内 容	
異議の申し出に係る決定の あったことを知った日	年 月 日
異議申し出の趣旨	
異議申し出の理由	

文書公開審査諮問書

第 号
年 月 日

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
情報公開審査会長 様

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会 長

情報公開に関する規程第14条第3項の規定により、下記の事項について貴会の意見を求めます。

異議の申し出の根拠 となった文書の件名 又 は 内 容
非公開とした理由 (決 定 事 項)	情報公開に関する規程第9条第1項第 号に該当 (理 由)
担 当 係	係 担当者 電話番号 (内線)
添 付 書 類	(1) 異議申出書の写し (2) 文書公開請求書の写し (3) 文書公開決定通知書の写し (4) その他
備 考

異 議 申 し 出 回 答 書

第 号
年 月 日

様

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで異議申出のあった下記の文書について、情報公開に関する規程第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

異議の申し出の根拠 となった文書の件名 又 は 内 容
決 定 し た 事 項
担 当 係	係 担当者 電話番号 (内線)
備 考

